

議案第21号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成21年度から平成23年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>27,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者</p>

<u>50,400円</u>	<u>40,500円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,200円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,000円</u>
(5) 次のいずれかに該当する者 <u>84,000円</u> ア及びイ 略	(5) 次のいずれかに該当する者 <u>67,500円</u> ア及びイ 略
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,800円</u> ア及びイ	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u> ア及びイ 略
(7) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>117,600円</u>	(7) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>94,500円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条及び次項の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 令附則第17条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず、57,120円とする。